

教育研究環境整備に関する方針・計画

聖マリア学院大学は、下記のとおり教育研究等環境の整備に関する方針・計画を定める

方針	該当する中長期計画
<p>1. 施設・設備</p> <p>学生の学修および教員の教育研究活動を推進するために、校地、校舎、施設および設備の維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面を考慮した環境整備に努める</p>	<p>I - ① - vii</p> <p>V - ③ - ii</p>
<p>2. 図書館</p> <p>1) 教育、研究および学修の支援のために、専門書、学術雑誌等の図書資料を広範囲に取り揃える。最新の学術情報を効率よく提供するために、データベース、電子ジャーナル、電子ブックの充実、利用者への情報提供サービス、学術情報の公開国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備を行う</p> <p>2) 教育、研究および学修の多様なニーズに応えるために、情報環境、開館時間、座席数および閲覧エリア等の利用環境を整備する</p>	<p>I - ① - vii</p> <p>II - ② - ii</p> <p>II - ② - V</p>
<p>3. 情報環境整備</p> <p>1) ICT を活用した授業の支援および情報基礎教育の実施を行う</p> <p>2) 教育、研究、学修および事務業務のために、ネットワーク等の環境基盤整備および運用体制を整備する</p>	<p>I - ① - vii</p> <p>V - ③ - ii</p>
<p>4. 研究機会</p> <p>1) 教員の研究機会を保障するため、教員研究室の整備および研究費の確保に努める</p> <p>2) 研究サポート体制の整備と充実、外部資金獲得の支援体制整備を行う</p>	<p>I - ③ - i ~ iii</p>
<p>5. 研究倫理</p> <p>1) 研究活動における不正行為および研究費不正使用防止に関して「聖マリア学院大学研究活動における不正防止に関する基本方針」に基づき、必要な取組みを推進する。</p> <p>2) 研究倫理審査委員会が定期的な研究倫理審査、研究倫理研修の機会等を設ける。</p>	<p>I - ① - V</p> <p>I - ③ - i</p>

令和7（2025）年4月9日制定

本方針の改廃は教授会の議を経て行うものとする